

# 生物多様性の保全

カシオの生物多様性を保全する取り組みについて紹介します。

## カシオの生物多様性保全への思い

2010年10月に、名古屋で生物多様性条約 第10回締約国会議(COP10)が開催されました。地球上の生きとし生けるものの「命」にかかわる問題を解決するための重要な会議で、

- ・新戦略計画(2020年)、愛知目標(2050年)の採択
- ・遺伝資源のアクセスと利益配分に関する名古屋議定書

が採択されました。

カシオでは、「環境行動目標」に定めた第1ステップとしてカシオグループ全体の「生物多様性ガイドライン」を2011年3月に制定し、その内容に基づき活動を行っています。

2011年度は生物多様性影響度評価を行うことを目標に活動し、影響度評価のためのチェックシートの検討に着手しています。また、今後影響度評価を行うための基盤づくりとして、社内関係部門の約700名に対して、生物多様性保全の基礎的知識やカシオグループの対応に関するe-ラーニングを実施しました。

2012年度は環境行動目標に掲げた下記の新たな目標を目指して、引き続き活動を行います。

### 生物多様性の保全目標

カシオグループ生物多様性ガイドラインに基づき、事業所系と製品系における生物多様性の保全活動を行う

#### 事業所系

2012年度までに、工場・事業所の立地/操業に関して、生物多様性影響度評価のチェックシートをNPO/NGOと協力して作成し、パイロット調査を開始する。

#### 製品系

2012年度までに、製品の設計/調達/生産/梱包/物流/リサイクルの各領域に関して、生物多様性影響度評価のチェックシートをNPO/NGOと協力して作成し、パイロット調査を開始する。

### 付表 国内外の動向

年	世界の動き	日本の動き	国内業界の動き	カシオの対応
～ 2008 年度	生物多様性条約採択(1992年) 生物多様性保全のための包括的条約 COP9 (ボン) 海洋保全について大きく進展。 生物多様性の経済価値に関する中間レポートも発行される。	生物多様性基本法 自治体レベルでの生物多様性に関する計画の策定が求められているほか、事業者の責務として自助努力と自治体への協力が求められている。		
2009 年度		8月 (環境省) 生物多様性民間参画ガイドライン 3月 生物多様性国家戦略2010	4月(日本経団連) 生物多様性宣言 行動指針とその手引きを公表	生物多様性保全に関する環境行動目標を設定
2010 年度	COP10(名古屋): 10月 「愛知ターゲット」・・・生態系サービスに関する中期/長期目標 「名古屋議定書」・・・遺伝資源のアクセスと利益(の公平な)配分の採択。		10月 「生物多様性民間参画パートナーシップ」の発足	カシオグループとしての生物多様性ガイドラインを制定
2011 年度			電機電子業界における生物多様性ワーキンググループ活動の開始	・カシオグループとしての生物多様性保全のための影響度評価のための関係部門の教育とチェックシートの検討開始
2012 年度	COP11(インド: ハイデラバード): 10月			事業所系と製品系のそれぞれにおける生物多様性保全のためのチェックシートを作成し、パイロット調査を開始

## カシオグループ生物多様性ガイドライン

### 基本方針

カシオグループは、「事業活動が生物多様性からの恵みを受けて成立し、また、生物多様性に影響を与えている」との認識にたち、生物多様性の保全活動を地球温暖化防止への取り組みと並ぶ重要な環境活動として位置づけ、環境経営に取り込み、推進体制を構築したうえで、持続可能な社会の実現のため、グループをあげて取り組みます。

### 具体的な取り組み

1. (事業活動) 自然の摂理や伝統に学び、その知恵をいかした技術開発を行い、ユーザーの自然愛護の精神を喚起する製品やサービスを創造し提供することにより、持続可能な社会の実現に貢献します。
  - ・ペーパーレス社会の構築を促進します。
  - ・独自の技術開発により省資源化へ貢献します。
  - ・自然を慈しむ商品開発を行います。
2. (影響評価) 研究／開発、設計、資材調達、製造、物流、販売、製品使用、廃棄、リサイクル等の事業活動、及び事業所や工場立地において、生物多様性に与える影響の調査・分析を行い、改善する施策を定め、影響の大きいもの、効果の高いものから実施していきます。
  - ・生態系サービスを利用／使用している部材（皮革、木材、紙等）、素材（鉱物資源等）の適正な調達に積極的に取り組みます。
  - ・製品を構成する部材／素材レベルでの生態系への配慮を確認するため、サプライチェーンを通じたアンケート調査を実施します。
  - ・カシオグループとしての影響評価手法（チェックシート、指標導入）を確立します。
3. (情報開示) 環境活動の成果を積極的に開示し、社会の生物多様性への意識向上に努めます。
4. (社会連携) NPO/NGO、行政機関、地域住民等による生物多様性保全に貢献する活動を積極的に支援します。
5. (全員参加) 全従業員に対して、生物多様性の保全に対する理解を高め、自主的な活動を実践していくための教育を行い、全員参加の活動をめざします。

2011年3月31日  
環境保全委員会 委員長 樫尾 幸雄

生物多様性保全の活動については、「[環境コミュニケーション](#)」もご参照ください。